

福島市脱炭素住宅整備助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの活用により一層の普及促進と環境保全の意識の高揚を図り、脱炭素住宅の整備を促進するため、脱炭素に貢献する設備（以下「設備」という。）を設置した者に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成対象設備)

第2条 助成対象設備は、別表に定めるものとし、未使用品に限る。

(助成対象者)

第3条 助成金は、自ら居住する市内の住宅（専用住宅又は延床面積の2分の1以上を住宅の用に供する店舗等併用住宅をいう。以下同じ。）に設備を設置した者又は設備が設置された自ら居住する市内の新築住宅を購入した者（以下「設置者」という。）で、かつ、次の各号のいずれにも該当する者に対して交付するものとする。ただし、初期費用0円モデル及びリースによる設置を除く。

- (1) 次のアからウのいずれかに該当する者
 - ア 当該住宅が設置者の所有に属すること。
 - イ 当該住宅が設置者の所有に属しない場合は、設備設置及び助成金申請に関して当該住宅所有者の承諾を得ていること。
 - ウ 当該住宅が設置者とその他の者との共有の場合は、設備設置及び助成金申請に関して共有者全ての承諾を得ていること。
 - (2) 当該住宅を借用していない者
 - (3) 市税等を滞納していない者
 - (4) 当該住宅の敷地に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により記録されている住所をいう。以下同じ。）を有する者
- 2 前項の場合において、助成対象者が単身赴任その他の理由により一時的に市内に住所を有しない場合は、助成対象者と生計を一にする者（当該住宅の敷地に住所を有する者に限る。）を助成対象者とみなす。
- 3 同条第1項第3号の規定は、設置者の所有に属しない場合の当該住宅の所有者又は当該住宅が共有の場合の共有者全てについて準用するものとする。

(助成対象経費及び助成金の額)

第4条 助成対象経費は、助成対象設備の設置に要する経費であって別表に定める経費とする。

2 助成金は予算の範囲内で交付するものとし、その額は別表に定める額とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福島市脱炭素住宅整備助成金交付申請書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 申請は、オンライン申請、郵送または直接持参の方法により先着順に行うものとする。
- 3 受け付けた申請に係る助成金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付は行わないものとする。
- 4 助成金の交付は、別表に定める各対象設備につき申請者あたり1回限りとする。
- 5 いわゆる二世帯住宅（同一建物に2世帯の家族が世帯を別にして住む住宅）において、世帯間

で建物を所有している場合は、それぞれの世帯に属する居住部分を1住宅として取扱う。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、申請者に対し、通知するものとする。

(実績報告等の併合)

第7条 第5条の交付申請は、規則第14条に規定する実績報告と併合するものとする。

2 前条の交付決定及び通知は、規則第15条に規定する補助金等の額の確定及び通知と併合するものとする。

(助成金の請求)

第8条 助成金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、福島市脱炭素住宅整備助成金交付請求書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(オンライン申請方式)

第9条 第5条の交付申請から第8条の助成金の請求にいたる手続きについては、専用申請フォームにて必要事項を入力・送信することで提出に代えることができる。なお、各手続きにおける添付書類については、申請フォームにて添付書類に該当するデータ(写真等)を添付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) その他助成金の用途が不相当と認められたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、助成金が既に交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(財産処分)

第12条 助成金の交付を受けた者は、設備の法定耐用年数の期間内において、設備を処分しようとするときは、あらかじめ福島市脱炭素住宅設備処分承認申請書(様式第5号)を市長へ提出し、承認を受けなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

助成対象	設備の要件	対象設備と対象経費（税抜）	助成額
①住宅用太陽光発電システム	<p>(1) 住宅の屋根等（倉庫・庭先・カーポートなどを含む）への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ太陽電池の最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満のもの</p> <p>(2) 起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの</p> <p>(3) 申請年度内に設置したもの。ただし、余剰売電を実施する場合は、その受給開始日が申請年度内であるものを含む。</p>	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）、その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、余剰電力量計及びホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS））に係る費用並びにこれらの工事に係る費用）、（モジュール設置工事、配線・配線機器の購入・据付、HEMSの設置等を含む）	5万円を上限とした定額補助
②家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システム	<p>(1) 定置用のリチウムイオン蓄電池であって、容量が1kWh以上のもの</p> <p>(2) インバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたもの</p> <p>(3) 申請年度内に設置したもの。ただし、余剰売電を実施する住宅用太陽光発電システムと同時に申請する場合は、その受給開始日が申請年度内であるものを含む。</p>	蓄電池部、電力変換装置（パワーコンディショナ等）、その他付属機器等の購入、工事に関する費用	蓄電容量 1kWhあたり1万円（上限10万円） ※助成額は、千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

別表2（第5条関係）

対象設備	添付書類	備考
全対象設備 共通	(1) 対象設備を設置した住宅全体の写真（カラー写真）	
	(2) 設備設置経費に係る工事請負契約書又は売買契約書等の写し	・設備設置工事等が含まれていることが確認できるもの
	(3) 設備設置経費の領収書等の写し及び対象経費の内訳がわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請者が、補助対象経費を支払い、販売業者等が受け取ったことが証明できるもの ・領収書に内訳が記載されていない場合、対象経費の内訳がわかるもの（見積り等） ・領収日が申請年度内のもの
	(4) 建物登記簿の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・交付日が3ヶ月以内のもの ・未登記の場合は名寄帳
	(5) 現住所の記載がある本人確認書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び建物所有者・共有者全員分 ・運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等
	(6) (該当者のみ) 住居番号付番通	・受給地点を住居表示(住所)で認定を受

	知書の写し	け、申請者及び建物所有者・共有者の住所と一致しない場合に添付
	(7) そのほか、市長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗等併用住宅の場合は、居住用部分の床面積が1/2以上確認できる平面図 ・受給開始日を基準として申請する場合は、その受給開始日が確認できる電力受給契約書の写し ・住宅の屋根以外（カーポート、物置等）に設置した太陽光発電設備から住宅へ電力を供給している場合は、その接続状況が確認できる単線結線図等
住宅用太陽光発電システム	(1) 太陽電池モジュールの設置が確認できる写真（カラー写真）	
	(2) パワーコンディショナの写真（カラー写真）	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の写真を添付 1. 設備全体の写真、2. 型式名が読み取れるもの
	(3) モジュール配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・モジュールの配置、枚数が記載されている図面
	(4) 出力対比表	<ul style="list-style-type: none"> ・モジュールの製造番号と個々の測定出力等がわかる一覧表
	(5) ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS） ※住宅用太陽光発電システムと同時に設置する場合に限る	<ul style="list-style-type: none"> ・設置設備後、以下のカラー写真を添付してください。 1. 計測機器、2. 画面が起動しているモニター（※スマートフォン等で使用状況等を確認する仕様の場合、その画面が表示されたスマートフォン等の写真） ・設備の型式名が読み取れる以下のカラー写真を添付してください。 1. 計測機器、2. モニター ・設備の型式名が確認できるカタログ等の写しを添付してください。
家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システム	(1) 設備設置後の写真（カラー写真）	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の写真を添付 1. 設備全体の写真、2. 型式名・蓄電容量が読み取れるもの
	(2) 設備仕様が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の型式、蓄電容量が確認できるカタログ等の写し

福島市長様

〒 -

申請者住所

申請者氏名

電話番号

メールアドレス

福島市脱炭素住宅整備助成金交付申請書

福島市脱炭素住宅整備助成事業による助成金の交付を受けたいので、福島市脱炭素住宅整備助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 助成事業の名称及び内容

福島市脱炭素住宅整備助成事業
設置住所
住宅区分 <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 店舗等併用住宅（※ 店舗等併用住宅の場合平面図添付）
設置区分 <input type="checkbox"/> 既存住宅 <input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅
助成申請設備 <input type="checkbox"/> 住宅用太陽光（電力受給開始日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 蓄電池（_____ kWh）

2 市税等の納付状況照会

申請者及び建物所有者・共有者は、福島市脱炭素住宅整備助成金の申請に伴い、福島市税等（延滞金含む）について、納付状況（税目・税額等）の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

3 設備設置の承諾（建物の所有が共有名義、もしくは申請者以外の者が所有している場合）

申請者が脱炭素住宅整備助成申請することに対し、建物所有者及び共有名義人全員が承諾しています。

4 市税等未滞納についての確認

市税等に滞納がないことを確認し、申請しています。

5 書類不備があった場合の連絡先

申請書類に不備があった場合、市より下記いずれかご希望の連絡先へご連絡いたします。

- 右上記載の申請者へ連絡
- 下記連絡先へ連絡

氏名	
電話番号	
メールアドレス	

6 添付書類

対象設備	添付書類	備考
全対象設備共通	(1) 対象設備を設置した住宅全体の写真（カラー写真）	
	(2) 設備設置経費に係る工事請負契約書又は売買契約書等の写し	・設備設置工事等が含まれていることが確認できるもの
	(3) 設備設置経費の領収書等の写し及び対象経費の内訳がわかる書類	・交付申請者が、補助対象経費を支払い、販売業者等が受け取ったことが証明できるもの ・領収書に内訳が記載されていない場合、対象経費の内訳がわかるもの（見積り等） ・領収日が申請年度内のもの
	(4) 建物登記簿の写し	・交付日が3ヶ月以内のもの ・未登記の場合は名寄帳
	(5) 現住所の記載がある本人確認書類の写し	・申請者及び建物所有者・共有者全員分 ・運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等
	(6) (該当者のみ) 住居番号付番通知書の写し	・受給地点を住居表示(住所)で認定を受け、申請者及び建物所有者・共有者の住所と一致しない場合に添付
	(7) そのほか、市長が必要と認める書類	・店舗等併用住宅の場合は、居住用部分の床面積が1/2以上確認できる平面図を添付 ・受給開始日を基準として申請する場合は、その受給開始日が確認できる電力受給契約書の写し ・住宅の屋根以外（カーポート、物置等）に設置した太陽光発電設備から住宅へ電力を供給している場合は、その接続状況が確認できる単線結線図等
住宅用太陽光発電システム	(1) 太陽電池モジュールの設置が確認できる写真（カラー写真）	
	(2) パワーコンディショナの写真（カラー写真）	・以下の写真を添付 1. 設備全体、2. 型式名が読み取れるもの
	(3) モジュール配置図	・モジュールの配置、枚数が記載されている図面
	(4) 出力対比表	・モジュールの製造番号と個々の測定出力等がわかる一覧表
	(5) ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS） ※住宅用太陽光発電システムと同時に設置する場合に限る	・設置設備後、以下のカラー写真を添付してください。 1. 計測機器、2. 画面が起動しているモニター（※スマートフォン等で使用状況等を確認する仕様の場合、その画面が表示されたスマートフォン等の写真） ・設備の型式名が読み取れる以下のカラー写真を添付してください。 1. 計測機器、2. モニター ・設備の型式名が確認できるカタログ等の写しを添付してください。
家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システム	(1) 設備設置後の写真（カラー写真）	・以下の写真を添付 1. 設備全体、2. 型式名・蓄電容量が読み取れるもの
	(2) 設備仕様が確認できる書類	・設備の型式、蓄電容量が確認できるカタログ等の写し

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

福島市長様

申請者住所

申請者氏名

電話番号 - -

福島市脱炭素住宅整備助成金交付請求書

福島市脱炭素住宅整備助成金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	指令第 - 号
助成事業の名称	福島市脱炭素住宅整備助成事業		
助成金の請求金額	円		

口座振込依頼書

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店・支所 出張所					
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義							
添付書類	振込先の通帳のコピー（銀行名・支店名・口座番号・口座名義人のわかるもの）						

年 月 日

福島市長様

申請者住所

申請者氏名

福島市脱炭素住宅設備処分承認申請書

福島市脱炭素住宅整備助成金交付要綱第12条の規定により、次のとおり脱炭素住宅設備財産処分の承認を申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	指令 第 号
処分の方法	該当する項目を○で囲んでください 譲 渡 ・ 交 換 ・ 貸 与 ・ 廃 棄 その他 ()		
処分の時期	令和 年 月 日		
処分の理由			
処分の条件	処分することによって収益があった場合は、その額を記載してください		